

要件事項	<Air-NACCS/Sea-NACCS 共通> 原産地証明書識別の見直し
機能概要	<変更前仕様> 使用できない項目（EPAにおける明らか物品）にコードが割り当てられている。
	<変更後仕様> 使用できない項目（EPAにおける明らか物品）に割り当てられているコードを削除する。

1. 変更内容

「原産地証明書識別」欄の入力方法は、以下のとおり。（黄色の背景箇所が当該変更箇所。）

貨物の種類	入力条件				入力可能なコード			原産地証明	
	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特恵用	自由貿易協定用 バイ協定用	自由貿易協定用 マルチ協定用		協定用等
自国関与品	特恵用 原産地証明書	○	累積加工製造 証明書	○	A				*
	特恵用 原産地証明書	○	—	—	J				*
自国関与品以外	特恵用 原産地証明書	○	累積加工製造 証明書	○	B				*
上記特恵用識別 「A」「J」及び 「B」の場合を除く 貨物	特恵用 原産地証明書	○	—	—	P				*
税関長が貨物の種類 または形状により、 その原産地が明らか であると認めた貨物	提出省略	—	—	—	C	D	E		
少額貨物扱い	—	—	—	—	T	E	5		
自由貿易協定関税 割当品目	自由貿易協定用 原産地証明書	○	自由貿易協定 関税割当証明書	○		K	1		*
	自由貿易協定用 原産品申告書	○	自由貿易協定 関税割当証明書	○		H			*
	少額	—	自由貿易協定 関税割当証明書	○		Y	2		
	提出省略	—	自由貿易協定 関税割当証明書	○		Z	3		
自由貿易協定に基 づく原産地証明書 または原産品申告 書がある貨物	自由貿易協定用 原産地証明書	○	—	—		F	4		*
	自由貿易協定用 原産品申告書	○	—	—		U			*
協定用原産地証明 書がある貨物	協定用原産地 証明書	○	—	—				G	*

貨物の種類	入力条件				入力可能なコード				原産地証明
	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特恵用	自由貿易協定用		協定用等	
						バイ協定用	マルチ協定用		
貨物、インボイス等により原産地を確認できる貨物	協定用原産地証明書	×	—	—				R	
輸入割当等公表告示三－八に規定する原産地証明書がある貨物	輸入割当等公表告示三－八に規定する原産地証明書	○	—	—				S	*
原産地を確認できない貨物	—	—	—	—				N	
原産地証明書提出猶予申請を行う貨物	—	—	—	—	M				
原産地証明書または原産品申告書の提出猶予申請を行う貨物	—（自由貿易協定用原産地証明書）	—	—	—		L	7		
	—（自由貿易協定用原産品申告書）	—	—	—		W			

## 2. 変更対象

- (1) 「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- (2) 「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- (3) 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- (4) 「輸入申告（IDC）」業務
- (5) 「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務
- (6) 「輸入申告変更（IDE）」業務
- (7) 「輸入申告等照会（IID）」業務
- (8) 「輸入申告事項登録（沖縄特免制度）（OTA）」業務
- (9) 「輸入申告変更事項登録（沖縄特免制度）（OTA01）」業務
- (10) 「石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録（MWA）」業務
- (11) 「石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録（MWA01）」業務
- (12) 「一括特例申告事項登録（TKA01）」業務
- (13) 「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務
- (14) 「インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録（IVB02）」業務
- (15) 「輸入申告（沖縄特免制度）（OTC）」業務
- (16) 「輸入申告変更（沖縄特免制度）（OTE）」業務

## 3. リリース日

平成27年12月20日（日）